

山梨県医療審議会 資料

地域医療構想の策定について

平成 27 年 5 月 26 日 (火)

資料 1

社会保障制度改革の概要

社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月6日）（抜粋）

«社会保障・税一体改革の経緯»

- ▶ H24. 8 社会保障制度改革推進法成立
- ▶ H24. 11 社会保障制度改革国際会議設置
- ▶ H25. 8 社会保障制度改革国際会議報告書
- ▶ H25. 8 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」閣議決定
- ▶ H25. 12 社会保障制度改革プログラム法成立
- ▶ H26. 6 医療介護総合確保推進法成立
- ▶ H26. 9 医療介護総合確保方針策定

医療・介護サービスの提供体制の改革の趣旨

- 2025年には回帰の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となります。今後、高齢者が進む医療や介護を必要とする方がますます増加しますが、現在の我が国の医療・介護サービスの提供体制のままで十分対応できないと見込まれています。
- 例えば、医療については、入院患者が増えると、救急患者の受け入れを断る事例が増えているのではないか、退院して在宅に帰らなければ往診してくれる医師が見つからないのではないかなどといった不安があります。
- また、介護については、介護度が重度になつたり、一人暮らしや老夫婦だけになつても、安心して暮らすことができるか、在宅で暮らすことができないことがあります。
- このため、高度な急性期医療が必要な患者は、質の高い医療や手厚い看護を受けられ、リハビリが必要な患者は身近な地域でリハビリが受けられるようになります。同時に、退院後の生活を支える在宅医療や介護サービスを充実し、早期に在宅復帰や社会復帰ができるようになります。同時に、生活支援や介護予防を充実させ、住み慣れた地域で最も暮らすことができるようになります。
- このため、高度な急性期医療が必要な患者は、質の高い医療や手厚い看護を受けられ、リハビリが必要な患者は身近な地域でリハビリが受けられるようになります。同時に、退院後の生活を支える在宅医療や介護サービスを充実し、早期に在宅復帰や社会復帰ができるようになります。同時に、生活支援や介護予防を充実させ、住み慣れた地域で最も暮らすことができるようになります。

今後の高齢化の見込み

65歳以上人口 (割合)	2012年8月 3,058万人 (24.0%)	2015年 3,395万人 (26.8%)	2025年 3,657万人 (30.3%)	2035年 3,926万人 (33.4%)
75歳以上人口 (割合)	1,511万人 (11.8%)	1,840万人 (13.0%)	2,401万人 (18.1%)	2,795万人 (20.1%)

認知症高齢者数の推計 (日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数の推計)

2010年: 2,800万人



2025年: 4,700万人

世帯主が65歳以上の単独世帯及び夫婦のみ世帯数の推計



2010年: 5,800万世帯



2025年: 7,611万世帯

- 第1部 社会保障制度改革の全体像
- 3 社会保障制度改革の方向性
- (6) 地域づくりとしての医療・介護・福祉・子育て (略)
- ・ 高齢化に伴い患者が急増することによって、医療需要が量的に増加するだけでなく、疾病構造も変化し、求められる医療もそれに合わせた形で変化する中で、医療資源を有効に活用し、より質の高い医療提供体制を実現するため、医療機能の分化・連携を強力に進めていくことが必要であるが、その改革の実現のために、在宅等住み慣れた地域の中での生活を支える地域包括ケアシステムの構築が不可欠である。
 - ・ 第2部 社会保障4分野の改革 II 医療・介護分野の改革
1 改革が求められる背景と社会保障制度改革国民会議の使命
(1) 改革が求められる背景 (略)
 - ・ 2008(平成20)年の「社会保障制度改革最終報告」で示された「あるべき医療・介護サービス」提供体制の背景にある哲学は、医療の機能分化を進めるとともに急性期医療を中心とした人的・物的資源を集中投入し、後を引き継ぐ回復期等の医療や介護サービスの充実によって総体としての入院期間をできるだけ短くして早期の家庭復帰・社会復帰を実現し、同時に在宅医療・在宅介護を大幅に充実させ、地域での包括的なケアシステムを構築して、医療から介護までの提供体制間のネットワークを構築することにより、利用者・患者のQOLの向上を目指すというものであった。
 - ・ (3) 改革の方向性 (略)
 - ・ 日本は諸外国に比べても人口当たり病床数が多い一方で病床当たり職員数が少ないことが、密度の低い医療においては世界的に見て最も長い入院期間をもたらしている。他面、急性期治療を経過した患者を受け入れる入院機能や住み慣れた地域や自宅で生活し続けたいというニーズに応える在宅医療や在宅介護は十分には提供されていない。
 - ・ そこで、急性期から亜急性期、回復期等まで、患者が状態に見合った病床でその状態にふさわしい医療を受けることができるよう、急性期医療を中心とした物的資源を集中投入し、入院期間を減らして早期の家庭復帰・社会復帰を実現するとともに、受け皿となる地域の病床や在宅医療・在宅介護を充実させていく必要がある。この時、機能分化した病床機能にふさわしい設備人員体制を確保することが大切であり、病院のみならず地域の診療所をもネットワークに組み込み、医療資源として有効に活用していくことが必要となる。
 - ・ 高度急性期から在宅介護までの一連の流れ、容態急変時に逆流することさえある流れにおいて、川上に位置する病床の機能分化という政策の展開は、退院患者の受け入れ体制の整備において、川上から川下までの提供者間のネットワーク化による政策と同時に行われるべきものであり、川上から川下までの提供者間のネットワーク化は新しい医療・介護制度の下では必要不可欠となる。そして、こうしたネットワークの中で、患者の移動が円滑に行われるよう、医療機関側だけでなく、患者側にもインセンティブが働くシステムとなることが望ましい。

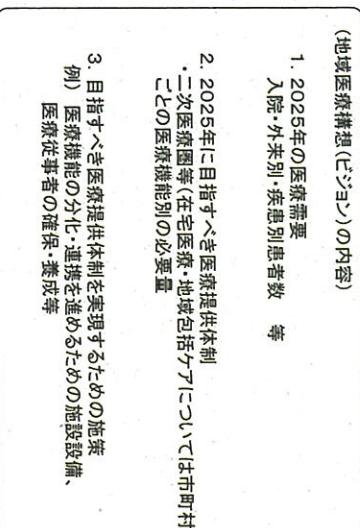
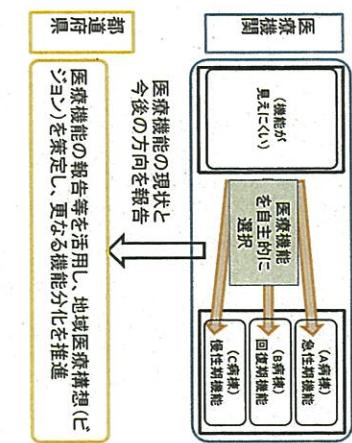
地域医療構想の概要

病床機能報告制度と地域医療構想(ビジョン)の策定

- 病床機能報告制度(平成26年度～)
都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等との各医療機能の将来量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定し、医療計画に新たに盛り込み、さらなる機能分化を推進。

- 地域医療構想(ビジョン)の策定(平成27年度～)
都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等との各医療機能の将来量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定し、医療計画に新たに盛り込み、さらなる機能分化を推進。

- 地域医療構想(ビジョン)策定のためのガイドラインを策定する(平成26年度～)
国は、都道府県における地域医療構想(ビジョン)策定のためのガイドラインを策定し、医療機能の報告等を活用し、地域医療構想(ビジョン)を策定し、更なる機能分化を推進



医療機能の分化・連携に係る取組みの流れについて

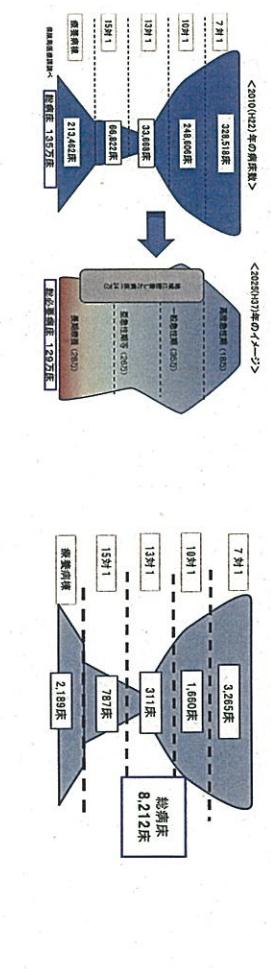
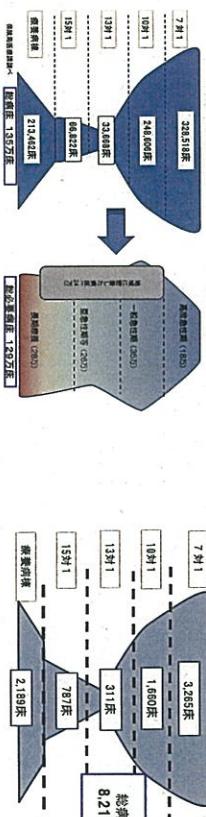
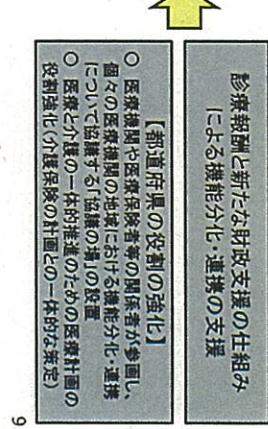
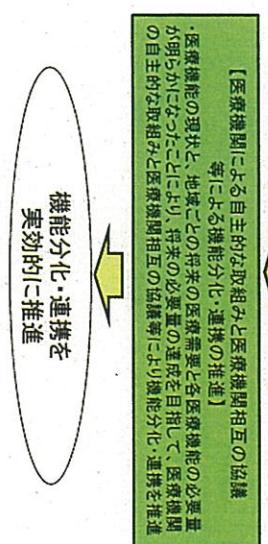
- 病床機能報告制度の運用開始、地域医療構想(ビジョン)の策定及び都道府県の役割の強化等を含めた医療機能分化・連携に係る取組みの流れを整理すると、以下のようになると考えられる。
- 【病床機能報告制度の運用開始】(平成25年度～)
※ 報告の基準は、当初は「定性的な基準」であるが、報告内容を分析して、今後、「定量的な基準」を定める。

- 都道府県において地域医療構想(ビジョン)の策定。
・地域の医療需要の将来推計や病床機能報告制度等により医療機関から報告された情報等を活用して、各医療機関が持っている医療機能を都道府県に報告(※)。

- 現行の医療法の規定により、案の作成時に、診療又は調剤の学識経験者の団体の意見を聞く。

- 現行の医療法の規定により、策定時に、医療審議会及び市町村の意見を聞く。

- 意見聴取の対象に、保険者協議会を追加。



医療機関
病床数
1,359万床

都道府県
病床数
202,183床

都道府県
病床数
1,359万床

都道府県
病床数
202,183床

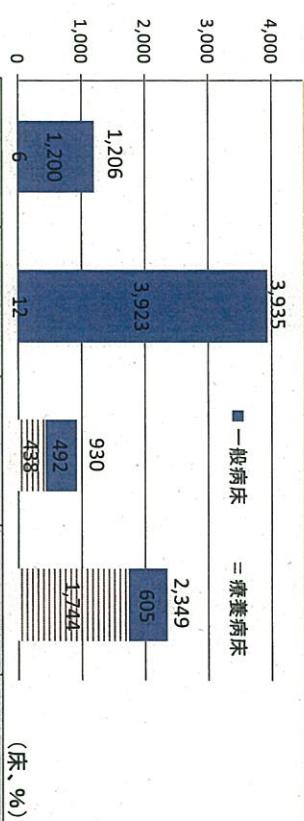
都道府県
病床数
202,183床

都道府県
病床数
202,183床

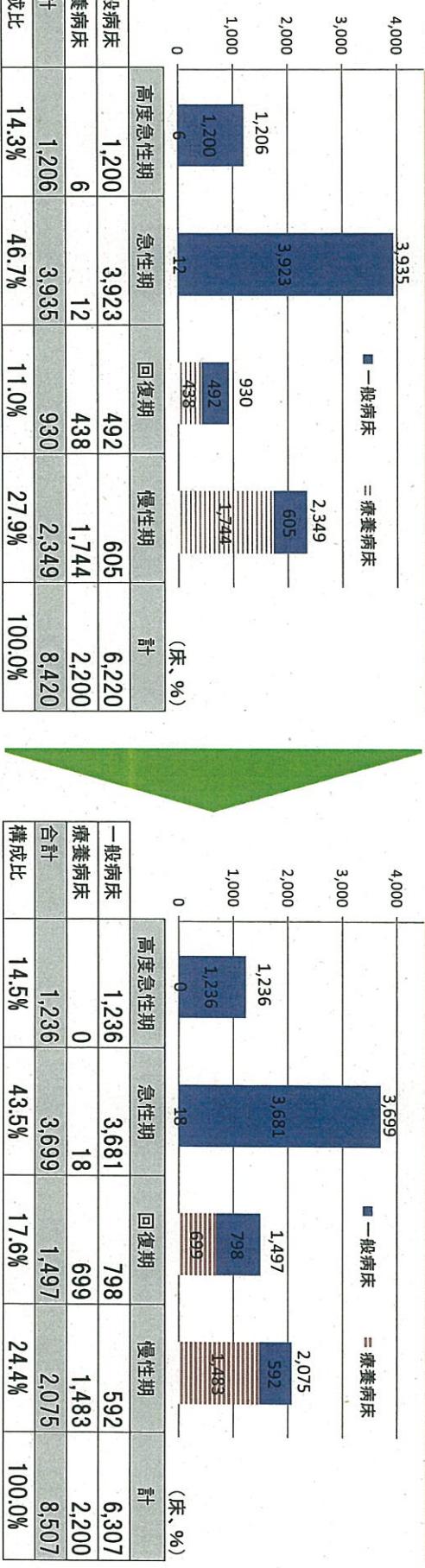
除外

平成 26 年度 病床機能報告の状況について 【速報値】 平成 27 年 3 月 2 日集計

« 2014(平成26)年7月1日時点の医療機能別の病床数(許可病床) »



« 6年が経過した日における医療機能別の病床数(許可病床) »



現時点から6年後への変更の動向について

- 以下は、2014年7月1日時点の医療機能の選択状況と、6年後の医療機能の選択状況とをクロス集計したもの。

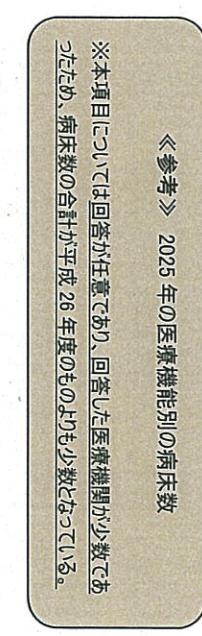
括弧内の構成比は、2014年7月1日時点の病床数を分母とした、6年後の4機能の構成比である。

2014年7月1日時点の医療機能

高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
一般病床 1,206 (100.0%)	3,935 (100.0%)	930 (100.0%)	2,349 (100.0%)	8,507
療養病床 6 (1.6%)	3,611 (91.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3,699
合計 1,206 (0.0%)	2,74 (7.0%)	930 (100.0%)	2,61 (11.1%)	4,380
構成比 未選択(注1) (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

« 参考 » 2025 年の医療機能別の病床数

※本項目については回答が任意であり、回答した医療機関が少數であったため、病床数の合計が平成 26 年度のものよりも少數となっている。



(注1) 2014年7月1日時点の医療機能は選択しているが、6年後の医療機能を選択していない病床数

(注2) 6年後の医療機能は選択しているが、2014年7月1日時点の医療機能を選択していない病床数

地域医療構想策定に係る検討組織の設置及び検討スケジュール

1. 検討組織の設置

【地域医療構想策定ガイドライン（抄）】

1. 地域医療構想の策定を行う体制等の整備

○ 地域医療構想は、医療計画の一部であることから、医師会等の診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聞く必要がある。なお、医療審議会は、地域医療構想が医療計画に含まれることを踏まえた委員の選出を行うことが望ましい。

○ また、策定期間から地域の医療関係者、保険者及び住民の意見を聞くことが望ましいことから、都道府県においては、タウンミーティングやヒアリング、アンケート調査、パブリックコメント等、患者・住民の意見を反映する手続をとることや、構想区域ごとに既存の圏域連携会議等の場を活用して地域の医療関係者の意見を反映する手続をとることを検討する必要がある。なお、この段階で策定後を見据えて地域医療構想調整会議を設置し、意見をまとめることが望ましい。

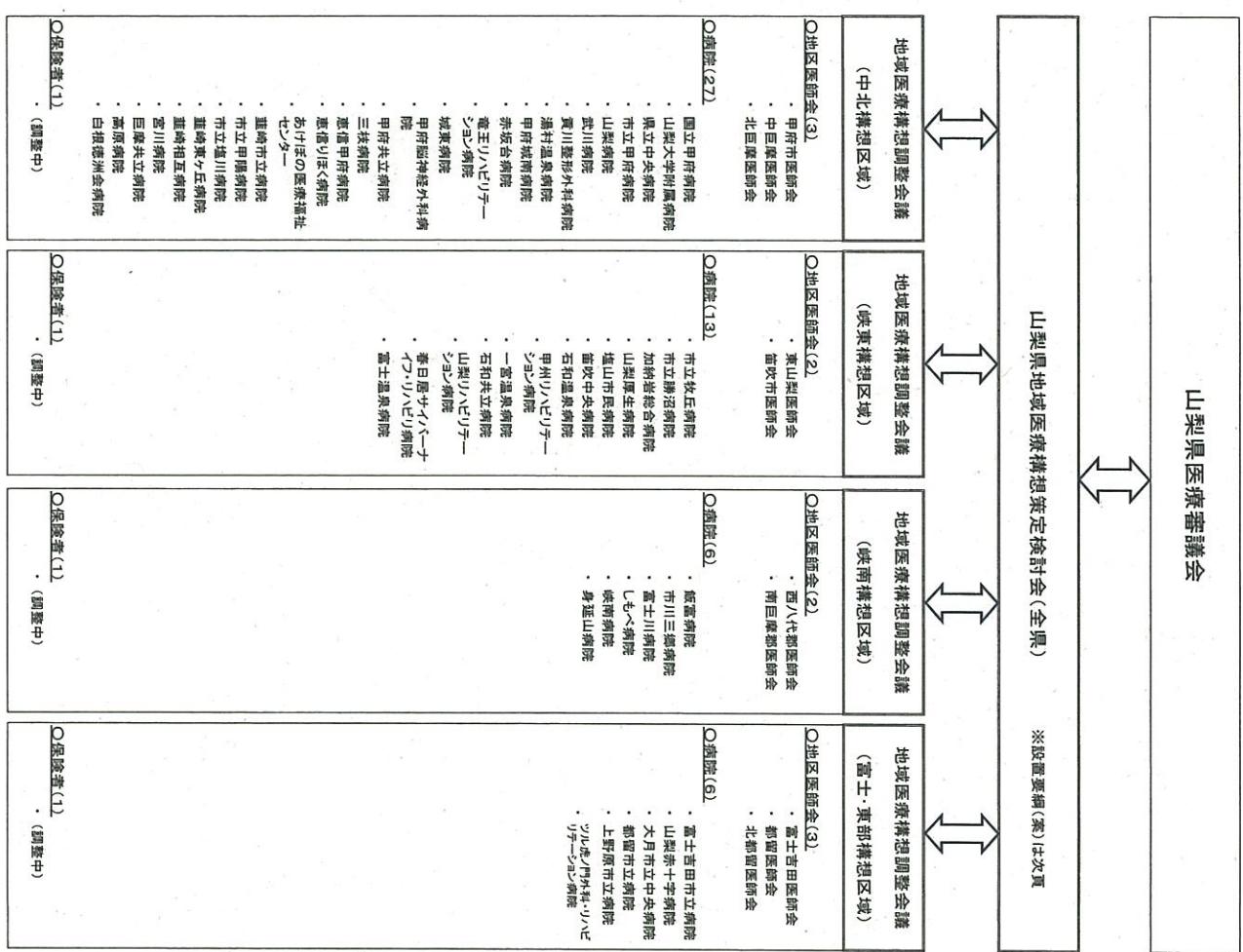
○ 現行の医療計画のプロセスと同様に、地域医療構想の策定に当たっても、都道府県医療審議会の下に専門部会やワーキンググループ等を設置して集中的に検討することが考えられるが、そのメンバーについては、代表性を考慮することともに、偏りがないようにすることが必要である。

○ 在宅医療の課題や目指すべき姿については、市町村介護保険事業計画との整合性に留意する必要があることから、地域医療構想の策定期間から市町村の意見を聴取することが必要であり、その際には、既存の圏域連携会議等を活用することが考えられる。

◆ 構想区域の設定待ち、構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」を設置。

- 地域医療構想の策定については、専門的、技術的な内容を伴うことから、「山梨県地域医療構想策定検討会（全県）」を設置。
- 構想区域の設定待ち、構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」を設置。
- 地域医療構想の策定期間から市町村の意見を聴取。
- 保健所が設置する「地域保健医療推進委員会」を活用。
- 市町村の介護保険担当部局などへのヒアリングを実施。
- 5疾患5事業（5疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、5事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）については、関係団体や既存の協議会などから意見を聴取。
- 住民の意見を反映するため、とりまとめ段階でパブリックコメントを実施。
- その他、必要に応じて参考人から意見を聴取。

山梨県医療審議会



山梨県地域医療構想策定検討会設置要綱

別表

番号	団体名	氏名	備考
1	山梨県医師会	()	
2	山梨県歯科医師会	()	
3	山梨県薬剤師会	()	
4	山梨県看護協会	()	
5	山梨県民間病院協会	()	
6	山梨県官公立病院等協議会	()	
7	山梨県慢性期医療協会	()	
8	山梨県市長会	()	市町村代表
9	山梨県町村会	()	市町村代表
10	山梨県保険者協議会	()	医療保険者代表
11	山梨大学医学部附属病院	藤井 秀樹	病院関係者代表
12	山梨県立中央病院	土屋 幸治	病院関係者代表
13	山梨大学	山縣 然太朗	学識経験者(公衆衛生学)
14	山梨県保健所長会	古屋 好美	行政
15	山梨県	堀岡 伸彦	行政(福祉保健部参事)

() : 団体が推薦する者

(趣旨)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第7号の規定に基づく「地域医療構想」の策定について検討するため、山梨県地域医療構想策定検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(座長等)

第3条 検討会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、その検討会に属する委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、委員のうちから副座長を2人指名する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長が不在のときには、その職務を代理する。

(運営)

- 1 検討会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 検討会は、公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、出席委員全部の同意を得てその全部又は一部を非公開とすることができます。
- 3 検討会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、山梨県福祉保健部医療課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、検討会において定める。

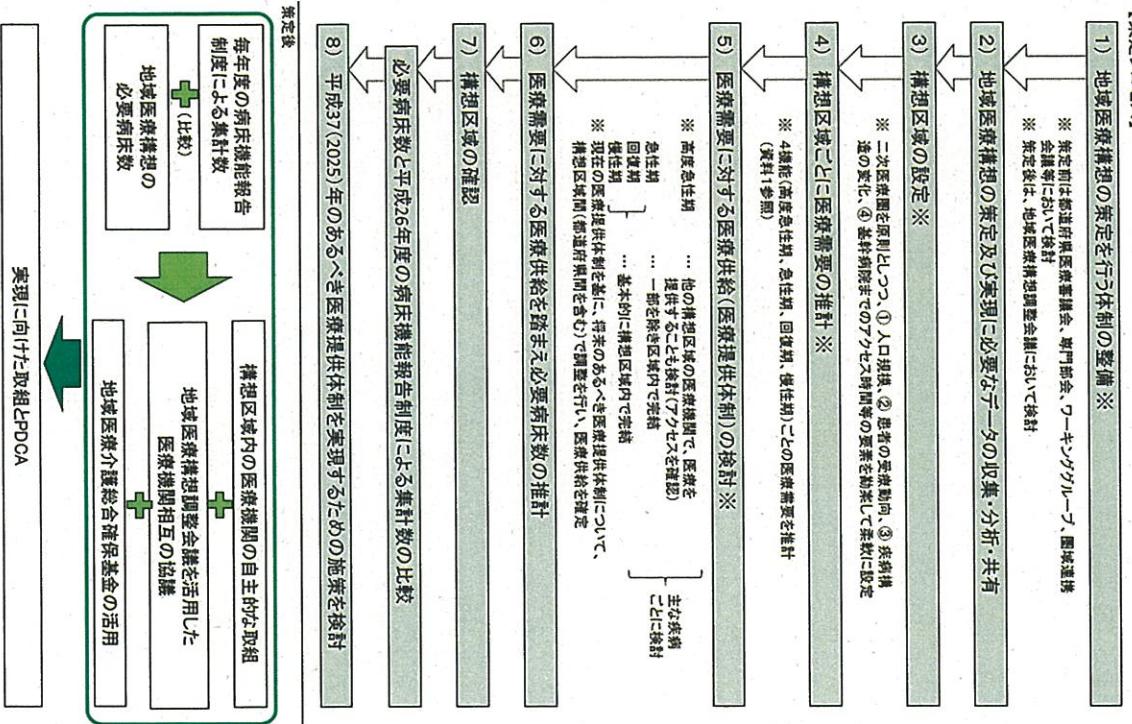
附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

II. 検討スケジュール

【地域医療構想策定ガイドライン（抄）】

【策定プロセス】



【スケジュール案】

平成27年 6月	地域医療構想策定検討会（全県） ・医療提供体制の方向性
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・医療需要に対する医療供給の検討 ・あるべき医療提供体制実現のための施策の検討
平成28年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想(草案)の検討
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想の策定

策定期間

毎年度の病床機能報告制度による累計数	構想区域内の医療機関の自主的な取組
+ (比較)	+ (比較)
地域医療構想の必要病床数	地域医療構想調整会議を活用した医療機関相互の協議
	地域医療介護総合確保基金の活用

実現に向けた取組とPDCA